

伊佐市農業委員会 7 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 10 月 30 日（火）午前 9 時 00 分から 10 時 05 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (27 人)

会 長 15 番委員
委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 10 番委員 |
| 2 番委員 | 11 番委員 |
| 3 番委員 | 13 番委員 |
| 4 番委員 | |
| 5 番委員 | |
| 7 番委員 | |
| 8 番委員 | |
| 9 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 番推進委員 | 12 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 15 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 17 番推進委員 |
| 8 番推進委員 | 19 番推進委員 |
| 9 番推進委員 | 20 番推進委員 |
| 11 番推進委員 | |

4. 欠席委員 (5 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 2 番委員 3 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定 について

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「非農地証明願」について

議案第 7 号「農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番解除)について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局 長	おはようございます。只今より、平成30年度 第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。
議 長	皆様おはようございます。 稲刈りはお済みでしょうか。稲刈りが済んでいない方はお身体に気を付けて作業を頑張って頂ければと思います。 本日は14番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。 本日の議事録署名委員を、指名いたします。 2番農業委員と3番農業委員に、お願いいたします。 ただいまより総会を始めます。 ————— 諸般報告 —————
議 長	事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして報告いたします。 資料の1、2ページになります。 農業経営基盤強化促進法による利用権解約が5件、田11筆でありましたのでご報告いたします。
議 長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。) ————— 議案第1号 —————
議 長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。 事務局の報告を求めます。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見

決定の、所有権移転についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市菱刈重留に居住されている TAさん47歳です。

譲受人は、伊佐市菱刈重留に居住されている認定農業者の MTさん50歳で、経営面積は田49, 128㎡、畑1, 226㎡、合計50, 354㎡であります。

土地の所在地は、伊佐市菱刈重留字鑑1583番3で、地目は田、地積は641㎡で、田中ふるさと館より北へ約300mの圃場整備地域内に位置し、現況は良く管理された田であります。

続きまして、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の貸借につきましてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

期間は3年から10年で、面積は田118, 312㎡、畑10, 203㎡の計128, 515㎡です。利用権を設定する者の数31名、利用権の設定を受ける者の数21名です。

土地の詳細につきましては、4ページ番号1から10ページ番号31のとおりです。

以上説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

		提案いたします。
		整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る10月23日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。 申請人 ARさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は46歳です。 渡し人 SSさんは、神奈川県藤沢市本鵠沼に居住され、市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字都丸2884番で、地目は田、地積は1,874㎡で所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は総会資料1ページ番号1番で、MSさんと利用権設定解約をされた農地2,397㎡と今回の贈与分1,874㎡の合計4,271㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、1番農業委員の報告を求めます。
1	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、

農 業 委 員	整理番号2番につきまして、去る10月27日現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。 申請人 MYさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は34歳です。 渡し人 MKさんは、大阪府枚方市東香里1丁目に居住され、市外住民です。 申請地は、伊佐市大口山野字里畑4717番外1筆で、地目は畑、地積は合計1,545㎡で、所有権移転売買であります。 譲渡理由としましては、空き家バンク利用による譲渡であり、今までは代理人 IM氏が管理されていまして畑であります。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、戸籍抄本等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議 長	1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。
議 長	整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る10月25日現地調査を行いましたので、私11番が報告をいたします。 申請人 HKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は71歳です。 渡し人 HKさんは、熊本県熊本市東区榎町に居住され、市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字北山2406番30外1筆で、地目は田、地積は合計961㎡で所有権移転贈与です。

		受人の経営面積は、31,684㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る10月23日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。 申請人 YTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は65歳です。 渡し人 HEさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は75歳です。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1516番1で、地目は田、地積は818㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は15,754㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約0.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

		委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る10月25日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。 申請人 MYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は61歳です。 渡し人 MTさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は90歳です。 申請地は、伊佐市菱刈田中字出口1268番2外6筆で、地目は田5筆、地積は計6,406㎡と、畑2筆、地積は計1,416㎡、7筆地積合計7,822㎡で、所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は今回の贈与分7,822㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約200mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号5番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号6番について、13番農業委員の報告を求めます。
13番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る10月25日に現地調査を行いましたので、私13番が報告いたします。 申請人 NKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は34歳です。 渡し人 OKさんは、伊佐市大口元町に居住され、年齢は86歳です。 申請地は、伊佐市大口山野字上井手2444番2外1筆で、地目は畑、地積は合計1,202㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は69,059㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。
議	長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。
		————— 議案第3号 —————
議	長	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定について提案いたします。 整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 農 業 委 員	番	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定の整理番号1番について、去る10月25日、19番推進委員、20番推進委員、私2番農業委員3名で共同調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 HHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は60歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字新川4011番25、地目は畑、地積は1,625㎡であります。 所在地は、新川地区集落センターから東へ約1kmに位置し、現況は不耕作地であり、北側は農道、南側、東側は山林、西側は畑で、除外後は太陽光発電施設を設置しようと計画されています。 当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされている面積からみて妥当と思われます。また、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響はないものと思われます。 農用地区域内における担い手への利用集積についても支障を及ぼす影響はないものと思われます。 添付書類として、農用地利用計画書、計画変更届書、地籍図、全部事項証明書等が提出されています。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	2番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。
議	長	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定について、申請件数1件について、意見決定1件が決定いたしました。
		————— 議案第4号 —————
議	長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、去る10月25日、申請人のOSさん立会のもと、5番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員3名で共同調査を行いましたので、3番が報告いたします。 申請人 OSさんは、始良郡湧水町幸田に居住され、市外住民で年齢は61歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字矢房654番53、地目は田、地積は207㎡で、農地区分は第1種農地であり、転用目的は、車庫及び通路であります。 所在地は菱刈庁舎から南へ約500mに位置し、南側は田、東側は宅地、北側は田、西側は道路であり、周囲に与える影響はないものと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、住民票、配置図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議	長	3番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号2番について、去る10月25日、申請人の Y Sさんの代理人 T行政書士立会いのもと、11番推進委員、私8番農業委員2名で共同調査を行いましたので、8番が報告いたします。 申請人 Y Sさんは、長崎県佐世保市白木町に居住され、市外住民です。 申請地は、伊佐市大口金波田字片屋ノ元930番7、地目は畑、地積は288㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 転用目的は一般住宅ですが、農地法を知らず建築したため始末書が添付されています。 所在地は、金波田自治会館より南へ約100mに位置し、南側は畑、東側は田、北側は田、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われます。 添付書類として、事業計画書、汚廃水処理確約書、位置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書申請書、全部事項証明書、始末書等が添付されております。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	8番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号２番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号２番は、処分決定いたしました。
議	長	議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数２件について処分決定２件が処分決定いたしました。
		————— 議案第５号 —————
議	長	議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号１番について、１番農業委員の報告を求めます。
1 農 業 委 員	番	議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号１番について、去る１０月２５日、譲渡人の ＯＴさん立会いのもと、７番農業委員、４番推進委員、私１番農業委員の３名で共同調査をしましたので、１番が報告いたします。 譲受人は、鹿児島市新栄町に所在する 株式会社Ｎ 代表取締役 ＡＨさんで、一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されている ＯＴさんで、年齢は６１歳です。 申請地は、伊佐市大口山野字上斉２２４９番１で、地目は畑、地積は１，４１０㎡です。 本申請は賃借権で転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は第２種農地その他の農地です。 所在地は、尾之上自治会館より北へ約５００ｍに位置しており、南側、東側は山林、西側は山林と宅地、東側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数３６０枚、発電容量９７．２ｋｗを予定しています。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、地籍図、字図、平面図、残高証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用

		に関する誓約書、汚廃水処理確約書、会社の定款、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る10月25日、申請人のOSさん立会いのもと、5番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。 譲受人は、始良郡湧水町幸田に居住されているOSさんで、市外住民です。 譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているIIさんで、年齢は74歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は車庫及び通路となっています。 申請地は、伊佐市菱刈前目字矢房654番124で、地目は田、地積は130㎡で、農地区分は第1種農地であります。 所在地は、菱刈庁舎から南へ約500mに位置しており、南側は田、東側は宅地、北側は田、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、全部事項証明書、配置図、位置図、字図、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約

		書積書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、13番農業委員の報告を求めます。
13番 農業委員		議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る10月25日、T行政書士立会いのもと、2番推進委員、私13番農業委員の2名で共同調査をしましたので、13番が報告いたします。 譲受人は、東京都千代区神田多町に所在する M(株) 代表取締役社長 NTさんで、一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口下殿に居住されている TKさんで、年齢は68歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。 申請地は、伊佐市大口下殿字湯ノ谷716番329で、地目は畑、地積は1,750㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、湯ノ谷自治会館から東へ約600mに位置しており、東側は畑、北側は道路、西側は畑、南側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、発電容量49.5kwを予定しております。

		添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、地籍図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、処分決定いたしました。
議	長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数3件について、処分決定3件が処分決定いたしました。
		————— 議案第6号 —————
議	長	議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。 整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る10月25日、申請人の代理人 K行政書立会いのもと、1番農業委員、4番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしまして、7番が報告いたします。 申請人 MEさんは、伊佐市大口平出水に居住されています。 申請地は、伊佐市大口平出水字馬場1351番3外1筆で、地目は田、地積は合計206㎡です。 所在地は、平出水小学校から南へ約200mに位置し、周辺の状況は、東側は宅地、西側は田、南側は河川敷地、北側は道路となっております。

		非農地となった時期は平成３年で、非農地となった原因は、昭和３８年に店舗兼居宅を建設したが、昭和５２年と５６年に増築を行い、平成３年に車庫・物置を増築したことによるものであります。当該農地の現況は全て宅地となっております。 調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	７番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号１番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって整理番号１番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号２番について、１０番農業委員の報告を求めます。
１０番 農業委員		議案第６号「非農地証明願」についてのうち、整理番号２番につきまして去る１０月２５日、申請人のＡＲさん立会いのもと、１１番農業委員、１２番推進委員、私１０番農業委員の３名で共同調査をしまして、１０番が報告いたします。 申請人　ＡＲさんは、伊佐市大口里に居住されています。 申請地は、伊佐市菱刈前目字泉水丸３２６８番１７、地目は畑、地積は６３４㎡です。 所在地は菱刈庁舎から南東約２．３ｋｍに位置し、国道２６８号線沿いにあり、現況は雑草の茂った草原となっております。 当該農地は３０年ほど前に国道２６８号線のバイパス工事の際に土砂採取のために丘陵を切り崩した後に出来た平の敷地で、当初申請者の祖父

が畑作をする目的で農地として登記されたとのことです。

しかし、その後30年にわたって農地として耕作されたこともなく、今後もその予定はないとの申請人の説明でした。

さらに、現況を見ると雑草の茂った草原ではありますが、一面に砂利がまかれているほか、一部にはコンクリート部分もあり、近隣の飲食店の駐車場として利用されていたのではと推測されます。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまして去る10月25日、申請人のARさん立会いのもと、10番農業委員、12番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしまして、11番が報告いたします。

申請人 ARさんは、伊佐市大口里に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊原2798番1、地目は畑、地積は230㎡です。

所在地は菱刈中学校から東へ約500mに位置し、東側は宅地、西側は水路を挟んで田、南側は道路を挟んで宅地、北側は宅地であります。

		申請地の北側にある宅地に入る進入路が申請地の中央部にあり、面積が少ない中、2つに分かれており、現在は中部に宅地への進入路、両側に菜園がある状況で農地性は喪失しております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 農 業 委 員	番	議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまして去る10月25日、申請人の代理人 Oさん立会いのもと、6番推進委員、8番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしまして、9番が報告いたします。 申請人 NMさんは、鹿児島市伊敷七丁目に居住されています。 申請地は、伊佐市大口原田字原田1062番2、地目は畑、地積は149㎡です。 所在地は大口庁舎から南へ約800mに位置し、東側は田、西側、北側、南側は宅地であります。 昭和50年9月頃から、宅地への進入路として利用していたため、農地性は喪失しております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性

		は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。
議 長		10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		全員挙手。 よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。
議 長		議案第6号「非農地証明願」4件申請のうち4件の許可が決定いたしました。
		————— 議案第7号 —————
議 長		議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番解除)について、事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」における地番解除について、事務局よりご説明いたします。 先月の地番指定議案と同じく、申請人 MKさんは市外住民の方です。 申請地は伊佐市大口山野字里畑4717番外1筆で、旧山野中学校より北に約400mに位置し、地目は田、地積は合計1,545㎡で、良く管理された農地であります。 本日の議案第2号番号2番において、該当地番が許可決定頂きましたので、申請地であります地番について下限面積の指定を解除したいと思います。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積(地番解除)について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

議長 よって、議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番解除)について、決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。10月の月例報告をします。
去る5日、10月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。

25日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第7回農業委員会の総会です。

11月の行事予定ですが、7日に11月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。22日が現地調査です。29日が第8回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

事務局 これで、平成30年度 第7回農業委員会総会を終わります。

事務局 姿勢を正してください。
一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時05分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 2 番

伊佐市農業委員 3 番